

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月29日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第18号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第7号中「遺失物法（明治32年法律第87号）」を「遺失物法（平成18年法律第73号）」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成19年12月10日から施行する。